



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *38 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1
- *39 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課)..... 1

規 則

和歌山県規則第38号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則 (昭和25年和歌山県規則第56号) の一部を次のように改正する。

第7条の2各号列記以外の部分中「利用」を「もの」に改め、同条第1号中「国民体育大会等」を「前項各号に掲げる競技会」に改め、「利用」の次に「(法第75条の3第1号のゴルフ場の利用を除く。)」を加え、同条第2号中「国民体育大会等の練習」を「スポーツ基本法 (平成23年法律第78号) 第26条第1項に規定する国民体育大会 (第7条の5の2第2項第3号において「国民体育大会」という。)、同大会の予選会及びこれらに準ずるものとして前項各号に掲げる競技会 (以下この号及び次条において「国民体育大会等」という。) の練習」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第42条の37第3項第2号の規則で定める競技会は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人日本ゴルフ協会が主催する競技会 (スポーツの振興を直接の目的とするものに限る。)
- (2) 公益財団法人日本ゴルフ協会の加盟団体である一般社団法人関西ゴルフ連盟が主催する競技会のうち、前号に掲げる競技会の予選に相当する競技会
- (3) 公益財団法人日本ゴルフ協会の会員である和歌山県ゴルフ連盟が主催する競技会 (スポーツの振興を直接の目的とする競技会で、かつ、広く県民が参加できるものに限る。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第39号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則 (平成23年和歌山県規則第54号) の一部を次のように改正する。

第11条を削る。

第10条の見出しを「(立入調査員証明書)」に改め、同条中「第7条第2項」を「第7条第3項」に、「身分」を「立入調査の権限を有する職員であること」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(告示の方法等)

第10条 条例第6条第7項の規則で定める方法は、和歌山県報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

2 条例第6条第7項の標識は、同条第1項の規定による命令に係る建築物等の付近又は当該建築物等の存する土地の付近に設置するものとする。

別記第1号様式中「第7条第1項各号」を「第7条各号」に改める。

別記第4号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式(表面)中「立入調査を行う者の証」を「立入調査員証明書」に、「第7条第2項」を「第7条第3項」に改め、同様式(裏面)を次のように改める。

別記第4号様式 (第11条関係)

(裏面)

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例 (抜粋)

(報告及び立入調査)

- 第7条 知事は、第5条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第3項の規定による勧告又は前条第1項の規定による命令を行うため必要な限度において、建築物所有者等に対し、当該建築物等について報告を求め、又はその職員に当該建築物等若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。
- 2 知事は、前項の規定により当該職員を当該建築物等又はその存する土地に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該建築物等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により立入調査をする職員は、規則で定める立入調査の権限を有する職員であることを示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。